

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次	規 則
市町村に交付すべき昭和三十八年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則	市町村に交付すべき昭和三十八年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則

市町村に交付すべき昭和三十八年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和三十八年十月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十六号

市町村に交付すべき昭和三十八年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則

### (目的)

第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号。以下「令」という。)の定めるところに基づき、市町村に交付すべき昭和三十八年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市町村民税所得割のうち申告分に係る基準税額の算定方法)

第二条 市町村民税所得割のうち、申告分に係る基準税額は、当該市町村における所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十六条第一項の規定によつて申告書を提出する者が納付すべき昭和三十七年度分の所得税額で、国税庁長官が調製する申告所得税課税状況報告(確定申告の部)の基礎となつた昭和三十七年分の所得税額の昭和三十八年三月三十一日現在における額(地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律

第七十四号)による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第五号の規定により所得税額に含まないこととされたものに係る額を除く。)に〇・一四七四一三を乗じて得た額とする。

一 当該年度に係る額  
次の(1)及び(2)に定めるところによつて算定した額の合算額  
(1) 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち二以上の都道府県(大都市の区域を除く。)又は大都市に事務所又は事業所を有する法人(以下本条において「市町村分割法人」という。)に係る分  
知事が調査したところに基づき、地方税法第三百二十一条の十三及び第三百二十一条の十四の規定の例によつて、次の算式によつて算定した額

(市町村民税所得割のうち源泉徴収分に係る基準税額の算定方法)  
第三条 市町村民税所得割のうち、源泉徴収分に係る基準税額は、当該市町村における所得税法第三十八条第一項及び第三十八条の二第二項の規定によつて源泉徴収された昭和三十七年分の所得税額のうち、昭和三十八年度分の市町村民税の算定に用いられるべきであつた総所得金額及び退職所得の金額に対する額として知事が調査した額に〇・二〇二〇一を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} & \text{算式} \\ & (A+B) \times 0.0567 \times 0.981224 + \\ & C \times 0.0567 \times 1.133253 \\ & \text{算式の符号} \\ & A \text{ 昭和37年4月1日から昭和38年1月31} \\ & \text{日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人} \\ & \text{税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人} \end{aligned}$$

(市町村民税法人税額に係る基準税額の算定方法)

第四条 市町村民税のうち、法人税割に係る基準税額は、当該市町村につき、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和37年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの最終の課税標準額から昭和37年3月31日(昭和37年2月1日から3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係るものにあつては、昭和37年5月31日)以前における最終の課税標準額を控除した額と、昭和37年4月1日から9月30日までの間に事業年度が終了した法人で昭和37年12月1日から昭和38年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から当該法人に係るAの額を控除した額との合算額

税割について、昭和37年4月1日から9月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和37年11月30日までの間に昭和37年10月1日から昭和38年11月31日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和38年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定(期限後申告に係るものを含む。以下本条において同じ。)があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和37年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの最終の課税標準額から昭和37年3月31日(昭和37年2月1日から3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係るものにあつては、昭和37年5月31日)以前における最終の課税標準額を控除した額と、昭和37年4月1日から9月30日までの間に事業年度が終了した法人で昭和37年12月1日から昭和38年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から当該法人に係るAの額を控除した額との合算額

B 昭和38年2月1日から3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和38年5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

(2) (1)の法人以外の法人(以下本条において「他の法人」という。)に係る分  
知事が調査したところに基づき、次の算式によつて算定した額

C 昭和29年4月1日から昭和37年3月31

算式

00199

30106

$$D \times 0.0567 \times 1.002297 + E \times 0.0567 \times 1.012658$$

次の(1)及び(2)に定めるところによりて算定した額の合算額

(1) 市町村分割法人に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法第三十二一条の十三及び第三十二一条の十四の規定の例にちひして、次の算式によりて算定した額

$$\text{算式} \quad \left\{ (F+G) \times 0.0567 \times 0.985260 + H \times 0.0567 \times 1.133253 \right\} - I$$

算式の符号

F 前号の算式の符号中Bに同じ。この場合において、同符号中「昭和38年」とあるのは「昭和37年」と読み替えるものとする。

G 前号の算定の符号中Aに同じ

H 前号の算定の符号中Cに同じ

I 昭和37年度における前号の(1)の額

(2) その他の法人に係る分

知事が調査したところに基づき、次の算式によりて

- 一 昭和29年4月1日から昭和37年1月31日までの間に事業年度が終了した法入に係る法人税制の課税標準額(当該事業年度に係る法人税制について昭和38年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)
- 二 昭和29年4月1日から昭和37年1月31日までの間に事業年度が終了した法入で、昭和37年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から昭和37年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額
- 三 前年度における前号の額の過大算定額又は過小算定額

00200

(第3種郵便物認可)

$$\text{て算定した額} \quad \text{算式} \quad (J \times 0.0567 \times 1.002297 + K \times 0.0567 \times 1.012658) - L$$

算式の符号

J 前号の算定の符号中Dに同じ

K 前号の算定の符号中Eに同じ

L 昭和37年度における前号の(2)の額

- 三 前号によりて算定された過大算定額が、一号によりて算定した額及び前号によりて算定された過小算定額の合算額をこえるときは、当該こえる額を零として計算するものとする。
- 四 昭和三十七年度以前の年度における二号の(1)の額について知事が修正すべきものと認められた額

(固定資産税の基準税額の算定方法)

第五条 固定資産税の基準税額は、土地に係る基準税額、家屋に係る基準税額及び償却資産に係る基準税額の合算額とする。

2 土地に係る基準税額は、次の各号に定める方法によりて算定した額の合算額とする。

一 田、畑、宅地、山林、牧場及び原野については、

当該市町村の土地の種類ごとの総価格の合算額が、別表第一の市町村別土地家屋総価格表の当該市町村総価格と同額となるように、当該市町村の土地の種類ごとの平均価額(「昭和三十八年度の固定資産(土地)に係る平均価額の指示について(昭和三十八年三月十九日付け受地第二三〇号通知)によりて知事が当該市町村長に通知した額」)に当該市町村内の地積(昭和三十七年一月一日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地の種類ごとの面積をいう。ただし、地方税法第三四八条及び第三百五十一条の規定によりて固定資産税を課されないものを除く。)を乗じて算定した額(日本放送協会に係る土地で地方税法第三百四十九条の三十項の規定に該当するものに係る額については〇・五を乗じて得た額とする。)に

○・〇〇九五五を乗じて得た額  
 二 その他の土地については、令第三十二条第二項第二号の規定によつて算定した額。

3 家屋に係る基準税額は、当該市町村の家屋の総価格の合算額が、別表第一の市町村別土地家屋総価表の当該市町村家屋総価格と同額となるように当該市町村の家屋の平均価額（昭和三十八年度の固定資産（家屋）に係る平均価額の指示について（昭和三十八年三月十八日付け受地第二二九号通知））によつて知事が当該市町村長に通知した額）に当該市町村内の家屋の床面積（昭和三十八年度分の家屋の平均価額算出の基礎として用いられた家屋の床面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条及び第三百五十一条の規定によつて固定資産税を課されないものを除く。）を乗じて得た額（あらたに建設された発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋で地方税法第三百四十九条の三、第一項の規定に該当するものうち、あらたに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度以内のもの

のについては、当該額に三分の一を、あらたに固定資産税が課されることとなつた年度から六年度以上十年度以内のものについては、当該額に三分の二を乗じて得た額とし、日本放送協会に係る家屋で地方税法第三百四十九条の三第十項の規定に該当するものに係る額については○・五を乗じて得た額とする。）に○・〇〇九五五を乗じて得た額とする。

4 償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて当該市町村ごとに算定した額の合算額とする。  
 一 第二号以外の償却資産で市町村長が評価すべきものについては、令第三十二条第四項第一号（一）により自治大臣から通知のあつた額（以下「通知額」という。）を次の方法によつてあん分して得た額の合算額  
 （一）通知額の十分の七の額を、当該市町村における昭和三十五年事業所統計に基づいて調査した令別表第十五（一）に定める産業分類ごとの、かつ、規模ごとの従業者数（国、県、市町村、これらの組合

及び財産区の各事業所の従業者数、地方税法第三百四十八条の規定により非課税とされる償却資産を有する事業所における当該非課税とされる償却資産に係る従業者数（当該非課税とされる償却資産を有料で貸し付けている事業所の当該非課税とされる償却資産に係る従業者数を除く。）同法第三百八十九条の規定により自治大臣又は知事が評価してその価格等を配分する償却資産を有する事業所における当該償却資産に係る従業者数及び自治大臣が調査した基準評価額三千円以上の償却資産（以下「三千円以上の償却資産」という。）を有する事業所の従業者数並びにその従業者が五人未満である事業所の従業者数を除く。以下同じ。）にそれぞれ同表に定める補正率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数に三百二十四十一銭を乗じて得た額  
 （二）通知額の十分の三の額を、当該市町村の償却資

産課税台帳に登録された昭和三十八年度における償却資産の課税標準額の合算額（地方税法第三百五十一条本文の規定に該当するもの、同法第三百八十九条の規定によつて自治大臣又は知事が評価し配分した額、令第三十二条第四項第一号（一）の船舶に係る額及び三千円以上の償却資産に係る額を除く。）に○・〇〇一九九二を乗じて得た額  
 二 当該市町村について令第三十二条第四項第一号（一）、（四）及び（四）の方法によつて算定した額  
 （三）及び（四）の方法によつて算定した額  
 （五）産税の基準税額の算定方法  
 第六条 産税の基準税額は、知事が調査した当該市町村の前年中における産物の種類別生産量に令別表第十七に定める山元価格を乗じて得た額に別表第二に定める率を乗じて得た額の合算額とする。  
 （木材引取税の基準税額の算定方法）  
 第七条 木材引取税に係る基準税額は、知事が調査した当該市町村の昭和三十五年、昭和三十六年及び昭和三十七年度の樹種別素材生産量の合計数を三で除し

00203

00200

て得た数に別表第三に定める率を乗じて得た数を樹種別(用途別を含む。)素材生産推定量とし、これにそれぞれ令別表第十八に定める素材標準価格を乗じて得た額の合算額に〇・〇一二九を乗じて得た額とする。

別表第一

市町村別土地家屋総価格表

区分	田	畑	宅地	山林	原野	牧場	土地計	家屋
鳥米倉城市	1,562,867	155,906	1,684,819	74,664	16,025		3,494,281	6,019,253
取子吉港	835,796	412,621	2,047,416	32,441	2,584		3,528,858	5,691,100
井	1,173,724	192,489	606,717	82,545	37,031		2,092,526	3,206,945
府美郡家岡原松瀬泊頭	76,727	157,139	349,079	1,203	34		584,202	1,203,936
津国若狹郡船入若用佐智	3,647,114	918,155	4,688,031	190,873	55,694		9,499,867	16,121,251
計	106,142	12,165	14,746	7,508	979		141,540	76,542
市市市市	405,760	26,586	35,422	35,654	8,601		512,035	207,928
村町町町町町町町	422,775	45,600	92,540	21,881	5,841		586,637	554,472
町町町町町町町	111,427	24,874	14,848	10,421	2,468		164,038	102,647
町町町町町町	422,958	28,271	68,460	19,844	1,635		541,168	350,927
町町町町町	197,268	23,230	35,108	38,769	1,330		295,705	172,289
町町町町町	366,103	57,813	66,423	25,544	6,337		542,270	351,140
町町町町町	247,111	40,052	45,206	25,431	6,543		362,343	246,799
町町町町町	109,101	21,149	41,789	18,827	3,347		194,193	272,166
町町町町町	118,285	15,349	28,717	8,750	305		171,406	153,457
町町町町町	64,076	19,544	12,087	8,767	261		104,735	81,107
計	259,557	16,582	69,566	26,034	5,001		376,740	376,101

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年度分の普通交付税について適用する。

00204

00200

高野谷合郷朝金奈栄但碓信見本仙津	328,466	50,684	54,397	9,005	515		443,069	347,122
町町町町町町町町町町町町	202,238	15,479	37,601	10,001	1,816		267,135	206,389
町町町町町町町	215,215	57,992	61,067	32,177	3,532		369,983	414,515
町町町町町	200,084	51,909	42,950	2,475	335		297,753	256,891
町町町町町	41,106	34,953	25,757	13,727	870		116,413	159,480
町町町町町	254,504	77,423	59,870	24,876	2,451		419,126	354,638
町町町町町	289,434	51,589	51,204	31,284	6,019		409,530	489,581
町町町町町	235,074	13,296	30,332	14,560	6,111		299,373	182,698
町町町町町	244,556	87,533	39,357	8,378	912		380,936	225,914
町町町町町	251,063	143,498	77,051	13,104	1,503		486,199	382,046
町町町町町	379,517	123,415	106,953	21,024	7,068		637,987	577,268
町町町町町	213,797	80,435	62,689	17,006	3,037		376,964	400,126
町町町町町	349,639	28,906	51,813	39,752	6,880		476,990	243,119
町町町町町	210,886	26,046	24,481	16,962	4,719		283,094	139,175
町町町町町	284,504	45,984	37,770	16,080	5,686		392,024	169,339
町町町町町	157,357	31,730	32,228	13,472	1,300		236,087	147,764
町町町町町	50,679	20,764	41,229	230	14		112,916	740,508
町町町町町	241,346	48,308	73,247	18,214	2,716		385,831	303,338
町町町町町	393,386	47,645	60,302	16,289	3,961		521,583	322,272
町町町町町	216,282	116,623	73,355	30,736	6,540		445,544	288,911
町町町町町	238,023	72,718	41,535	17,642	8,354		378,272	232,028
町町町町町	512,113	31,474	69,092	57,298	21,116		691,828	383,068
町町町町町	194,926	21,331	36,759	40,164	9,309		322,689	287,043
町町町町町	238,138	23,727	32,155	20,299	3,165		319,484	175,642
町町町町町	316,770	37,706	48,734	26,545	14,631		444,384	282,047
町町町町町	9,109,666	1,652,415	1,816,848	758,710	165,428		13,503,802	10,616,495
計	12,756,780	2,570,570	6,504,879	949,583	221,122		23,003,669	26,737,746

気鹿青羽泊東三國北大東赤西合岸泊日捷大名中日江藩町

高野谷合郷朝金奈栄但碓信見本仙津

町町町町町町町町町町町町

別表第二 釧産税の基準税額の算定に用いる乗率表

釧物名	乗	率
鉄金属 砂	1.82006 × 0.00665	
ケーラム鉄	1.82006 × 0.00665	
非金 属	2.35642 × 0.00665	
クロムイ ト石	2.35642 × 0.00665	
白けい 石	2.35642 × 0.00665	

別表第三 樹種別素材生産推定量の算定に用いる乗率表

樹種	種別	乗率	
		乗	率
針葉樹	すのき	1.21070	
		1.07469	
		1.00147	
広葉樹	まつの	1.13387	
		0.60901	
		0.94986	
その他	坑木用材及びバルブ用材として使用されるもの	0.69444	
		1.38889	
その他	その他		

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町(総務課)